

## 京都市精神医療審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市精神医療審査会運営規程第10条の規程に基づき、京都市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営の細則に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期の報告等の審査)

第2条 定期の報告等の審査（以下「報告等の審査」という。）に当たっては、関係者である委員の属する部会での報告等の審査を可能な限り避けることに留意して、当該報告等の審査を行う部会を定めるものとする。

- 2 審査会は、報告等の審査を行う部会の委員に対して事前に審査資料を送付し、検討を依頼することができる。また、必要事項の記載漏れ等を、事務において事前に点検しておくこととする。
- 3 報告等の審査を行うに当たっては、当該報告等の関係者である委員はその審査に関与してはならない。
- 4 部会は、審査をするに当たって、必要に応じて、入院中の患者の同意を得た上で、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 5 部会は、審査するに当たって、必要に応じて、精神科病院の管理者その他の関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。
- 6 部会は、審査するに当たって、必要に応じて、次の各号の関係者に対して意見を求めることができる。
  - (1) 当該患者
  - (2) 病院管理者又は代理人
  - (3) 当該患者の主治医等
- 7 部会は審査するに当たって、必要に応じて次の各号の者に対して出頭を命じて審問することができる。
  - (1) 病院管理者又はその代理人
  - (2) 当該患者の主治医等
  - (3) その他の関係者
- 8 部会における審査の取扱いについては、次の各号のとおりとする。
  - (1) 入院時の審査の取扱いにおいて入院診療計画書に記載されている推定されている入院期間が、特段の理由なく1年以上の期間とされていないか確認する。
  - (2) 定期病状報告の審査に当たっては、添付されている医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、医療保護入院者退院支援委員会の審議において特段の理由なく入院の継続が必要とされていないか、また、特段の理由なく1年以上の入院が必要である

と判断されていないか確認する。

(市長に対する報告徴収等の要請について)

第3条 部会は、報告等の審査に当たって必要な場合及び部会の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し、法第38条の6の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神科病院に対して市長が行う実地指導に指定医である審査会委員の同行を求めることができる。

(報告等の審査結果の通知)

第4条 部会は報告等の審査終了後速やかに市長に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

- (1) 現在の入院形態での入院が適当と認められること
- (2) 他の入院形態への移行が適当と認められること
- (3) 部会が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること
- (4) 部会の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当であること
- (5) 入院の継続が適当でないこと
- (6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でないこと

前記通知には理由の要旨を付するものとする。

なお、別途、部会は、審査結果について、市長に対する参考意見及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(退院等の請求の意見聴取)

第5条 退院等の請求の審査(以下「審査」という。)を行う委員(2名以上、少なくとも1名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。)は、次の各号に示した者と原則として面接のうえ、当該請求に関する意見聴取を行うことが望ましいが、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。

ただし、当該請求受理以前3箇月以内に意見聴取をしている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

- (1) 請求者
  - (2) 病院管理者又はその代理人
- 2 部会は必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号に規定する者以外であっても、以下の関係者の意見を聴くことができる。
- (1) 当該患者
  - (2) 当該患者の家族等

- 3 代理人からの意見聴取を行う場合は、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち合いを認めなければならないものとする。
- 4 第1項、第2項の面接に当たっては、あらかじめ、用紙を同項に掲げる者に送付し、記載を求めることができる。
- 5 第1項、第2項の面接に当たっては、審査を行う委員は意見聴取を受けるものに対して、部会が実際の審査を行うときに意見陳述の機会があることを知らせなければならない。
- 6 第1項、第2項の意見聴取は、審査を迅速に実施する観点から部会での審査に先立って行うことができる。
- 7 部会は、審査をするに当たって、必要に応じて、入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員の診察を行うことができる。
- 8 部会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院の管理者その他関係者に対して患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録その他帳簿書類の提出を命じることができる。

(退院等の請求の審査)

第6条 部会は審査するに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 請求者
- (3) 病院管理者又はその代理人
- (4) 当該患者の主治医等
- (5) 当該患者の入院に同意した家族等

また、上記(3)及び(4)の者に対しては報告を求めることができる。

- 2 部会は審査するに当たって、必要に応じて以下の者に対して出頭を命じて審問することができる。
  - (1) 病院管理者又はその代理人
  - (2) 当該患者の主治医等
  - (3) その他の関係者
- 3 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び部会が認めたその他の者は、部会の審査の場で意見を陳述することができる。ただし、請求者が当該患者である場合において第5条第1項の規定による意見聴取により十分意見が把握できており、部会が意見聴取する必要がないと認めた場合は、この限りではないが、当該患者に弁護士である代理人があり、当該代理人による意見陳述を求めた場合には、部会は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

(頻回退院請求者の扱い)

第6条の2 頻回に退院等を行う者について、一方の部会において、退院等の請求の審査を行うことが適当でないとな部会長が判断した場合は、退院等の請求の審査をもう一方の部会に依頼することができる。

2 前項の規定に基づき、部会長が退院等の請求の審査をもう一方の部会に依頼した場合はもう一方の部会長が当該依頼を承諾することにより、退院等の請求を当該部会で審査することとする。

3 一方の部会において、退院等の請求の審査が行われた後、さらに同一人から退院等の請求を受理した場合は、その都度、本来審査すべき部会の部会長が、どちらの部会において審査を行うべきかを判断するものとする。

(報告徴収等の要請)

第7条 部会は、審査を行うに当たって、特に必要と認める場合には、市長に対して法第38条の6に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である審査会委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。

なお、部会が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同じこととする。

(審査結果の通知)

第8条 審査会は審査終了後速やかに市長に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。通知には理由の要旨を付するものとし、別途、審査結果に関して、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者、及び当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(1) 退院請求の場合

ア 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること

イ 他の入院形態への移行が適当と認められること

ウ 部会が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること

エ 入院の継続は適当ではないこと

オ 部会が退院の請求を認めない場合であっても、当該請求の処遇に関し適当でない事項があるときは、その処遇内容が適当でないこと

(2) 処遇改善請求の場合

ア 処遇は適当と認めること

イ 処遇が適当でないこと、及び部会が求める処遇を行うべきこと

(その他審査の取扱いに関する事項)

第9条 退院等の請求中に、請求者から請求を取り下げる旨の申し出が市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院したときになされる市長の審査会への報告があった場合は審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行なう必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 退院等の請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。

また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

3 処遇改善請求のうち、当該請求が法第36条又は第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合には、第5条及び第6条に規定する事務を省略し、直ちに審査を行うことができる。

4 退院等の請求がなされた場合においても、部会における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために部会が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当とする指定医及び当該患者の家族等と協議するものとする。

5 部会は、市長から報告を受けた電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。その場合、次の部会の審査において当該請求を審査するものとする。

(実地指導との連携について)

第10条 審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期的報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために本市の実施する精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

なお、審査会が本市の実施する実地指導に同行を求める指定医である委員は、1精神科病院につき3名以内とする。

(指定医の適正な職務執行の確保について)

第11条 審査会は審査の過程において、当該患者の入院する精神科病院に勤務（非常勤を含む。）する指定医がその職務に関し不適切な行為を行ったことが明らかになったときは、速やかに、市長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。